

市民センター周辺地区整備基本プラン

平成 22 年 3 月

三 鷹 市

「市民センター周辺地区整備基本プラン」の策定にあたって

三鷹市は、昭和 25 年 (1950 年) に三鷹町から三鷹市となり、平成 22 年 (2010 年) 11 月 3 日に、市制施行 60 周年を迎えます。60 年という節目を迎えるまでの間、三鷹市では急激な人口増加と都市化に対応するために整備してきた公共施設等の老朽化が進み、改修や建替えの時期が今後一斉に到来しつつあります。言わば「公共施設の更新時代」を目前に控え、公共施設の安全性を確保し、利用者にとって安心な施設サービスを提供していくことは、三鷹市の重要な責務であり、最優先に取り組まなければならない重要な課題となっています。

そこで、私は、平成 20 年 3 月に策定した『第 3 次基本計画 (第 2 次改定)』において、それまで取り組んできたファシリティ・マネジメントの取り組みを基礎にしつつ「都市の更新・再生プロジェクト」を最重点プロジェクトに追加しました。そして、平成 21 年 3 月には公共施設の整備・再配置の基本方針である『三鷹市都市再生ビジョン』を策定しました。その中核的なプロジェクトに位置付けた事業が、東京多摩青果株式会社三鷹市場跡地を中心とした「市民センター周辺地区」の整備であり、平成 21 年 9 月には『市民センター周辺地区整備に関する基本的な考え方』をまとめ、それに基づいて平成 22 年 1 月には『市民センター周辺地区整備基本プラン (案)』を作成して、市民の皆様や関係団体の皆様にご説明をし、多くのご意見をお寄せいただきました。

こうした経過を経て、このたび策定した『市民センター周辺地区整備基本プラン』は、三鷹市場跡地における今後の土地利用の方針となるもので、三鷹市の「都市再生」にかける市民の皆様の思いをできるかぎり反映したプランとなっています。このプランに基づく事業によって、市役所本庁舎をはじめとした行政サービスの拠点機能を担う施設が集積する市民センターの隣接地に、災害発生直後の一時避難場所機能を担う「防災公園」と「防災拠点」、日常的に活用できる「健康・スポーツ施設」を生かした「元気創造拠点」を整備することになります。そして、老朽化した公共施設を集約化して新設することによって、市民の皆様の安心な施設利用が実現することになります。

一方で、現在、三鷹市の財政は、国際的な経済情勢を反映して厳しい状況にありますので、この事業についても、経営的な視点に立って、効果的に事業を推進していく必要があります。そこで、半世紀の長きにわたり、三鷹市のパートナーとして、協働でまちづくりを進めてきた独立行政法人都市再生機構 (UR 都市機構) と連携し、「防災公園街区整備事業」を活用した事業スキームを中心に、国からの補助金を生かす手法の検討を進めていくこととしました。

今後、具体化に際しては検討委員会を設置するとともに、引き続き、利用者の皆様からもご意見を伺うなど、段階ごとに市民参加を図りながら基本設計を進め、施設計画に反映していきます。三鷹市の持続可能な都市の創造に向けて、「未来への投資」を着実に推進してまいりますので、市民の皆様のご協力とご参画をよろしく申し上げます。

三鷹市長

清原慶子

目 次

第1章 整備基本プランの前提	1
1 整備基本プランの位置付け	1
2 計画地の概要と周辺状況	2
(1) 三鷹市場跡地	
(2) 市民センター	
(3) 教育センター	
3 現状と課題	5
(1) 公共施設の老朽化と早期耐震化	
(2) 周辺の市街化の進行と防災空間創出の必要性	
(3) 新ごみ処理施設の整備と余熱利用	
(4) 総合スポーツセンター（仮称）の見直しと計画の実現	
(5) 都市の更新期と施設整備の体系の見直し	
(6) 市の財政状況と経営的視点に立った事業展開	
4 集約化対象施設の現状	12
(1) 第一体育館	
(2) 第二体育館	
(3) 福祉会館	
(4) 総合保健センター	
(5) 社会教育会館	
(6) 北野ハピネスセンター（障がい児部門）	
第2章 基本的な方向性	17
1 市の基本目標と施設整備の目標	17
(1) 三鷹市基本構想の基本目標	
(2) 第3次基本計画（第2次改定）における方向性	
(3) 施設整備の目標	
2 拠点整備の考え方	18
(1) 防災活動の拠点	
(2) 緑と水の都市空間の創出	
(3) 市民サービスの拠点	
(4) 健康・スポーツの拠点	
(5) 地域保健・福祉サービスの拠点	
(6) 生涯学習の拠点	

3	効果的な事業手法	23
	(1) UR都市機構との連携	
	(2) 環境負荷と省エネルギーに配慮した施設整備の推進	
	(3) 市有地の効果的な活用	
4	都市計画手続等	26
	(1) 都市計画市場の廃止	
	(2) 都市公園法に基づく公園施設	
第3章	施設計画	28
1	施設計画の概要	28
	(1) 施設概要	
	(2) 施設配置と周辺基盤整備	
	(3) 施設への動線	
2	防災公園の概要	37
	(1) 災害対策本部の活動拠点	
	(2) 配置計画	
	(3) 一時避難場所	
3	概算事業費等	42
	(1) 概算事業費	
	(2) 管理運営方法	
第4章	今後の進め方等	46
1	市民参加	46
2	事業スケジュール	47
3	今後の検討課題	48
	(1) 管理運営の方向性	
	(2) 施設の位置付け	
	(3) 第4次基本計画等での位置付け	
	(4) 集約後の市民センターの利活用	
	(5) 集約後の跡地利活用	
(参考)	三鷹市場跡地利用に係る経過	51